

太陽光の余剰電力
買い取りサービス

プラン名

『さんさんでんき』

「パルシステムでんき」契約者限定

大豆畑の上にソーラーパネルを設置して、
野菜と電気を同時に生産しています。

いわきおてんとSUN企業組合
島村守彦さん

私たちといっしょに
再生可能エネルギーを広げて
安全で安心な
子どもたちの未来を
つくりませんか？

(株)野菜くらぶ
澤浦彰治さん

(株)森のソーラー
高橋恭嗣さん

一般社団法人
二本松有機農業研究会
大内督さん

NPO法人みんなの発電所
(左から)市村里江さん、倉橋満知子さん、
中村道子さん、上村君代さん

パルシステムでんきの「太陽光発電」を担う発電産地のみなさん

あなたも 電気の生産者に



電気の買い取りの「価格」と「期間」が決められているFIT制度（固定価格買取制度）。住宅用の太陽光発電（10kW未満）では、定められていた10年の期限が、2019年11月から随時満了となっています。

ご自宅で発電されている方はその電気を自宅で使い切ったり、売電先を変えたり——選択肢が広がっています。パルシステムでんきもそんな「売電先」のひとつになりました。あなたも“電気の生産者”になりませんか？

売電先の切り替えは簡単！手数料なし！

まずは電話でお問い合わせください。申込書一式をお送りします。必要事項をご記入のうえ、検針票といっしょに郵送するだけ。現在の電力会社に解約の連絡をする必要はありません。

パルシステムでんき問合せセンター

☎0120-868-106

【受付時間】月～土 9:00～17:00

パルシステムでんき

検索



ご自宅で作った電気が パルシステム組合員に届きます



自然エネルギーのサイクルに
私も参加できてうれしいです。

パルシステム神奈川組合員

毎週のパルシステムの利用では、「どこで作られている野菜を食べようかな」「だれが作ってくださるお米を食べようかな」と、信頼できる食べ物を自分なりの基準で選んでいます。電気も自分で選べるようになり、「これからは子どもたちの未来のために環境を守る電気を使いたい」と思っていたときに、パルシステムの電気の取り組みに出会いました。自宅で作る電気はとても小さいものですが、同じ思いの方々の電気が集まって、その取り組みが広がり、未来につながるのなら、わくわくします。ささやかですが「電気の生産者」として再生可能エネルギーを広げる取り組みに参加できてうれしいです！



持続可能な社会の実現へ
新しい仕組みを誕生させました。

パルシステム電力

これまでパルシステムでんきは「発電産地」と「組合員」をFIT電気（再生可能エネルギー）でつなぎ、エネルギー分野で“顔の見える関係”を構築してきました。今回スタートする組合員宅の余剰電力買取プラン『さんさんでんき』は、電気の生産から消費を「組合員」と「組合員」との間で行う、新たな“顔の見える関係”を作る仕組みです。再生可能エネルギーを通して持続可能な社会の実現へ歩みを進めることができると確信しています。

東北電力エリア

9.5円/kWh

東京電力エリア

9.0円/kWh

中部電力エリア

8.5円/kWh

買い取りQ&A

Q 電力会社から届いた「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内」を紛失してしまいました。売電の切り替えはできますか？

A 直近の検針票があれば切り替えできます。

Q まだ固定価格買取期間中（FIT売電）ですが、買い取ってもらえますか？

A 買い取りはできません。『さんさんでんき』は固定価格買取期間満了後（卒FIT）の太陽光発電設備を対象としています。

Q 太陽光の余剰電力を蓄電池に蓄電しています。蓄電池の電力は買い取ってもらえますか？

A 蓄電池から放電される電力の買い取りはできません。

Q 固定価格買取期間が満了（卒FIT）していればどんな太陽光でも買ってもらえるのですか？

A パルシステムでんきをご契約されていることが条件となります。そのため、パルシステムでんき非契約者はご利用いただけません。

Q 売電した電気料金はどのように支払われるのですか？

A 毎月のご請求金額※から差し引く形となります。
※パルシステム利用代金とパルシステムでんき利用代金を合算した請求額。

Q パルシステムを退会した場合、売電だけを継続することはできますか？

A 継続はできません。パルシステムを退会されると売電契約も解除されます。

さんさんでんき重要事項説明書 兼 買取条件説明書

取次業者：生活協同組合パルシステム東京・生活協同組合パルシステム神奈川

生活協同組合パルシステム千葉・生活協同組合パルシステム埼玉

生活協同組合パルシステム茨城 栃木・生活協同組合パルシステム山梨 長野

生活協同組合パルシステム群馬・生活協同組合パルシステム福島

生活協同組合パルシステム静岡・生活協同組合パルシステム新潟ときめき

生活協同組合あいコープみやぎ

小売電気事業者：株式会社パルシステム電力

- 本書は、株式会社パルシステム電力（以下「当社」といいます。）が組合員から住宅用太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（プラン名「さんさんでんき」、本書では以下「買取サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- 買取サービスのお申し込みにあたっては本書をよくお読み下さい。契約内容を理解、ご承諾いただき、また「さんさんでんき電力受給約款」（以下「本約款」といいます。）および「⑩個人情報の取扱いについて」記載の事項についてもご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申し込みいただきますようお願いいたします。
- 買取サービスは当社のパルシステムでんきを契約している方または、契約をしていただく方に限りお申し込みいただけます。

① 買取サービスの申込み方法

所定のお申込書によりお申し込みいただけます。

② 買取開始日

買取開始日は原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT 満了月」といいます。）以降の検針日といたします。

当社は、組合員からの買取サービスの申込みを承諾した時には、買取開始に係る準備その他、必要な手続きを経た後、FIT 満了月の翌月以降に速やかに買取を開始いたします。

③ 買取単価（単価はすべて税込みとなります）

（2025年4月から2026年3月までの買取単価であり、以後改定の可能性があります）

エリア	対象となる地域	単価
東北	宮城県、福島県	9.5 円/kWh
関東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	9.0 円/kWh
中部	静岡県（富士川以西）、長野県	8.5 円/kWh

※買取単価は消費税等相当額を含みます。なお、消費税等相当額は10%で計算しています。

※買取単価について変更する場合は、その効力発生日を定めたくえて、当社のホームページで掲載
その他当社が適当と判断した方法により、組合員にあらかじめお知らせいたします。

※電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。

※料金は「検針電力量×エリア単価」となり、小数点以下は切捨てとなります。

④ 受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合）

受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、組合員のご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用は組合員のご負担となる場合があります。

買取サービスの開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、また変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額を組合員から申し受けます。

⑤ 買取料金のお支払方法

買取料金の支払い方法及び期日は、原則として、パルシステムでんき利用代金の精算と同一とし、支払方法及び支払い期日はご加入の生協利用約款に定める期日といたします。なお、一般送配電事業者から当社へ買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払い期日での支払いができない場合、当該買取料金は次の支払期日に支払うものといたします。

⑥ 太陽光発電設備保安等にもなう組合員のご協力

一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。

一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。

当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、組合員の土地または建物に立ち入ることにご承諾いただきます。

引込線、受電用電力量計その他、組合員の電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

組合員が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

組合員が電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

その他、一般送配電事業者の託送供給等約款に遵守をお願いいたします。

⑦ 買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新

ご契約期間は、買取開始日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。

契約期間満了に先だって買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに買取価格以外は、ご契約期間満了日で有効な本約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、買取サービス開始時のみとし、以後の変更はホームページへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により組合員にお知らせいたします。

⑧ 買取サービスのご解約等に関する事項

組合員が当社による電気の買取をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡をいただきますようお願いいたします。

組合員が次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取サービスを解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の 15 日前までに組合員にお知らせいたします。

- (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- (2) 組合員が所属生協への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
- (3) 組合員が本約款または託送供給等約款に違反した場合
- (4) 組合員が反社会的勢力関係者と判明した場合、また反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、組合員の有する期限の利益を喪失させ、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。
- (5) 組合員が、パルシステムでんきの契約を解約された場合又は他電力会社へ電力契約の申込を行ったとき

⑨ ご解約等に関するご留意事項

買取サービスを解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。

一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、組合員のご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社はその実費を組合員から申し受けます。

⑩ 個人情報の取扱いについて

当社は、組合員に係る個人情報を「個人情報保護方針」に定めるとことにより取り扱います。当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社のホームページ等において通知する個人情報保護方針に定める事項に従うこととします。

⑪ その他

組合員が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額を組合員にお支払いいたします。

停電や電気の供給設備に関する問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。

本書に記載のない事項については、本約款またはその他関連する当社の契約によります。

小売電気事業者名

株式会社パルシステム電力
東京都新宿区大久保 2 丁目 3 番 4 号
代表取締役社長 大安 さとる
(小売電気事業者登録番号：A0185)

【問い合わせ先】 パルシステムでんき問合せセンター

TEL：0120-868-106

受付時間 9：00 ～ 17：00（月曜～土曜）

【ホームページ】 <https://www.pal.or.jp/denki/>